

報告第 11 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和 8 年 8 月 3 日処分）

令和 8 年 9 月 2 日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和８年８月３日

筑西市長 設 楽 詠美子

記

- 1 相手方 筑西市在住個人
- 2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

- 3 損害賠償の額 金 １１７，６７８円

別記

- 1 事故の種類 車両接触事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和8年4月9日午後3時頃、本市職員が運転する公用車が、下岡崎地内の駐車場内において出庫する際、同駐車場内に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両左側前方部分を損傷させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。